

# 意見書

平成22年10月8日

総務省 総合通信基盤局  
電気通信事業部 料金サービス課 御中

郵便番号 530-6116  
(ふりがな) おおさかし きたく なかのしま 3ちょうめ3ばん23ごう  
住 所 大阪市北区中之島3丁目3番23号  
(ふりがな) かぶしきがいしゃ けい・おぶていこむ  
氏 名 株式会社 ケイ・オプティコム  
だいひょうとりしまりやくしゃちょう ふじの たかお  
代表取締役社長 藤野 隆雄

連絡先

TEL

FAX

「競争セーフガード制度の運用に関する意見募集」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

検証の対象	意見
1 指定電気通信設備制度に関する検証	<p>(3)禁止行為に関する検証</p> <p><b>1. 圏域子会社・販売代理店における情報管理について</b></p> <p>NTT西日本あるいはNTT西日本の代理店を名乗る者からの自宅固定電話へのフレッツサービスの勧誘が、いまだ散見されます。</p> <p>この点、NTT西日本は、販売代理店等が独自に作成した名簿等を用いて架電しているものであり、NTT西日本としては関知していないとのスタンスであります。昨年度兵庫県にて発生したNTT西日本による接続情報の不正提供の発生状況・経過(※)を鑑みると、接続情報や顧客情報が利用されているとの疑念がぬぐえないことから、改めて、再委託や再々委託等、間接的な契約先を含め全圏域等子会社・全販売代理店を調査する等、徹底した措置が必要と考えます。</p> <p>特に、業務委託先等への管理・監督責任があるNTT西日本においては、不適切な行為が発覚した場合は、当該契約を打切るという断固とした姿勢でもって、再委託や再々委託等、間接的な契約先を含め圏域等子会社・販売代理店の管理・監督を行うことが肝要と考えますので、その点強く指導いただくことを要望いたします。</p> <p>※兵庫県にて発生したNTT西日本による接続情報の不正提供の発生状況・経過</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 直接規制のかからないNTT西日本-兵庫、販売代理店が介在する形で発生した</li> <li>・ 廃棄した顧客データと概ね一致する顧客データが、NTT西日本-兵庫内に存在していたにもかかわらず、本年6月になってはじめて認知されている</li> </ul> <p><b>2. 家電量販店等を通じた営業活動について</b></p> <p>家電量販店等でのNTT東西・NTTコミュニケーションズ・NTTドコモの各サービスの一体的な販売活動について、これまでの競争セーフガード制度の検証において、各事業者から多くの問題提起がされてきましたが、検証結果においては、NTT各社自身が排他的な取引をしているわけではなく、家電量販店等の経営判断によるものとされており、</p> <p>そのようななか、フレッツでの地デジ対策として、NTTグループが資本参加する事業者が提供する映像サービス(フレッツ・テレビ、ひかりTV)も同様に取扱われる等、一体的な販売活動が加速しており、今後も拡大していくものと想定されます。</p> <p>結果的に、家電量販店等において、特定関係事業者やドミナント事業者同士のサービスを一体的に販売することは、公正競争を阻害するものであり、またNTT再編の趣旨にも反するものと考えます。</p> <p>また、NTT各社サービスの一体的な販売活動が拡大することは、情報通信市場全体の競争環境に深刻な影響を及ぼすことから、一概に家電量販店等の経営判断によるものと結論づけることなく、NTT各社及びその子会社による営業活動のなかで、このような経営判断を誘引するような施策がとられていないかについて、検証することが必要であると考えます。</p>

検証の対象	意見
<p>2 日本電信電話株式会社等に係る公正競争要件の検証</p>	<p>(1)検証の対象</p> <p><b>1. 「フレッツ・テレビ」について</b></p> <p>「フレッツ・テレビ」に関して、2008年度検証結果に基づくNTT東日本に対する行政指導において「利用者がフレッツ・テレビサービスをNTT東日本による放送サービスと誤解することなく、放送サービスの提供主体が他社であることについて明確に理解できるようにするため、放送サービスの提供主体が他社であることを広告に明記すること」とされました。</p> <p>その点に関して、NTT西日本の広告・CMにおいて、一定の表示はなされているものの、それ以上に「NTT西日本の会社ロゴ」や「CM等で採用しているキャラクター」を大きく露出させており、そもそもサービス名称に「フレッツ」を使っていることと相まって、「フレッツ・テレビ」がNTT西日本の放送サービスであると利用者が誤解するものになっております。</p> <p>放送事業への参入を許されていないNTT西日本が、あたかも放送サービスを提供しているかのように認識させる広告が引続き行われ、またCMによるマス訴求を拡大している状況にあることから、放送サービスに関して「フレッツ」ブランドの利用を禁止する等、NTT西日本に対し、より一層の改善措置を指導すべきであります。</p> <p>また、このようなNTT西日本による他社サービスの大々的な販売促進活動が、NTT法第2条第4項第1号の規定(目的達成業務)等に照らして、逸脱するものになっていないかも検証することが必要と考えます。</p> <p>加えて、「フレッツ・テレビ」は、それぞれの市場で独占的な支配力を持つNTTグループとスカイパーJSATによって、子会社等を介した複雑な資本関係のもと提供されていることから、そのなかで排他的な結合や連携が生じていないか、利用者料金設定に何らかの影響を与えていないか等について、検証することも重要と考えます。</p> <p><b>2. NTTグループにおけるID連携について</b></p> <p>本年5月から、NTTコミュニケーションズ・NTTドコモ等により「NTT IDログインサービス」「NTTネット決済」が提供開始されました。</p> <p>このような取組みは、NTTグループ各社が培った顧客基盤を梃子にNTTグループの一体化を志向するものであり、また固定通信市場・移動体通信市場双方における市場支配力を強化するとともに、当該支配力をコンテンツ等の上位レイヤ市場に拡大しようとするものであります。</p> <p>特に、あわせて約7,000万近い利用者を持つNTTコミュニケーションズ・NTTドコモのID連携は、顧客やコンテンツ等の囲い込みに繋がるものであることから、排他性の有無について十分検証いただくことが必要と考えます。</p> <p>また、NTTグループの一体的活動は、NTT再編時の趣旨に反するため、その是非についても検証いただくことを要望いたします。</p>

検証の対象	(1)検証の対象	意見
2 日本電信電話株式会社等に係る公正競争要件の検証	(1)検証の対象	<p><b>3. 「光ぐっと割引」について</b></p> <p>地域限定キャンペーンとして5年以上継続して実施されており、既に恒常的な割引メニューとなっているNTT西日本の「光ぐっと割引(※)」について、以下の事項を検証することが必要と考えます。</p> <p>①FTTH市場環境の変化やFTTHの普及状況等を踏まえると、地域毎に提供料金を変えることの合理的な理由(世帯数の多い都市部は設備の稼働率が高く、他地域に比べ提供コストが安い等)が失われていると考えられることから、利用の公平の観点から、改めてその是非を検証することが必要</p> <p>②活用業務制度を利用して提供され、また指定電気通信役務でもあるNTT西日本のフレッツ光やひかり電話の利用者料金について、「光ぐっと割引」が適用されることによって、競争阻害的な料金設定になっていないか検証することが必要</p> <p>※フレッツ光の月額利用料が最初の1年間:3,150円(税込)となる割引。大阪府・京都府・兵庫県・愛知県・静岡県・広島県・福岡県を対象に地域限定で、平成17年から実施。</p>
その他		<p><b>1. これまでの行政指導に対する措置の再検証について</b></p> <p>昨年兵庫県にて発生したNTT西日本による接続情報の不正提供は、NTT西日本における従来からの措置が不十分であったことに加え、2007年度の検証結果に基づく行政指導「NTT東西が接続の業務に関して入手した情報の目的外利用の防止等について、NTT東西及びNTT東西から受託した業務を行う会社の社員等に周知・徹底すること」に対する取組みが不十分であったことにも起因するものであります。</p> <p>このため、2007年度～2009年度の検証結果に基づく累次の行政指導に対してNTT東西が実施するとしていた措置について、実効性があったか、継続的に機能しているか等を検証するとともに、さらなる措置の実施を指導することが必要であります。</p> <p>特に、前述の事案発生を受けて、NTT東西が追加対策を講ずるとしていることを踏まえると、行政指導がなされた他の事項についても、対策の追加や改善の余地が残っていると考えます。</p> <p>なお、競争セーフガード制度の実効性をさらに高める観点から、客観的な検証が可能となるような、より透明性の高い第三者による監視・検査等の仕組みを導入することも、検討に値するものと考えます。</p>

以上